

公共基準点等の測量標に近接して工事を行う方へ

公共基準点付近で工事を行う場合、または工事等で直接基準点に支障をきたす場合は、届出または申請を行うとともに、必要に応じて一時撤去・復旧、移転、点検測量など、機能の回復を行う必要があります。

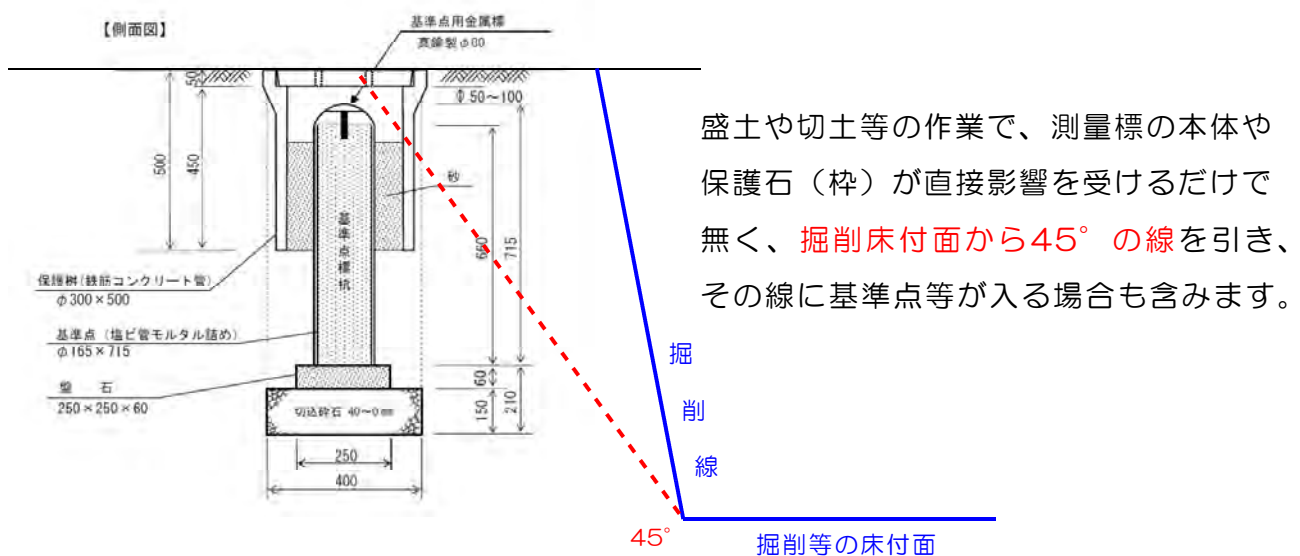
条文（裏面参照）を要約すると、「**公共基準点の測量標を移転し、汚損し、その他その効用を害する行為をしてはならない。ただし、理由を記載した書面をもって測量標の移転を請求でき、移転費用は請求者が負担すること**」とすることになります。

このことから、公共基準点等の測量標に近接して工事を行う際に必要となる事項についての、作業フローを作成しましたので、工事施工箇所に近接して「公共基準点等の測量標」がある場合には、届出等の手続きをお願いします。

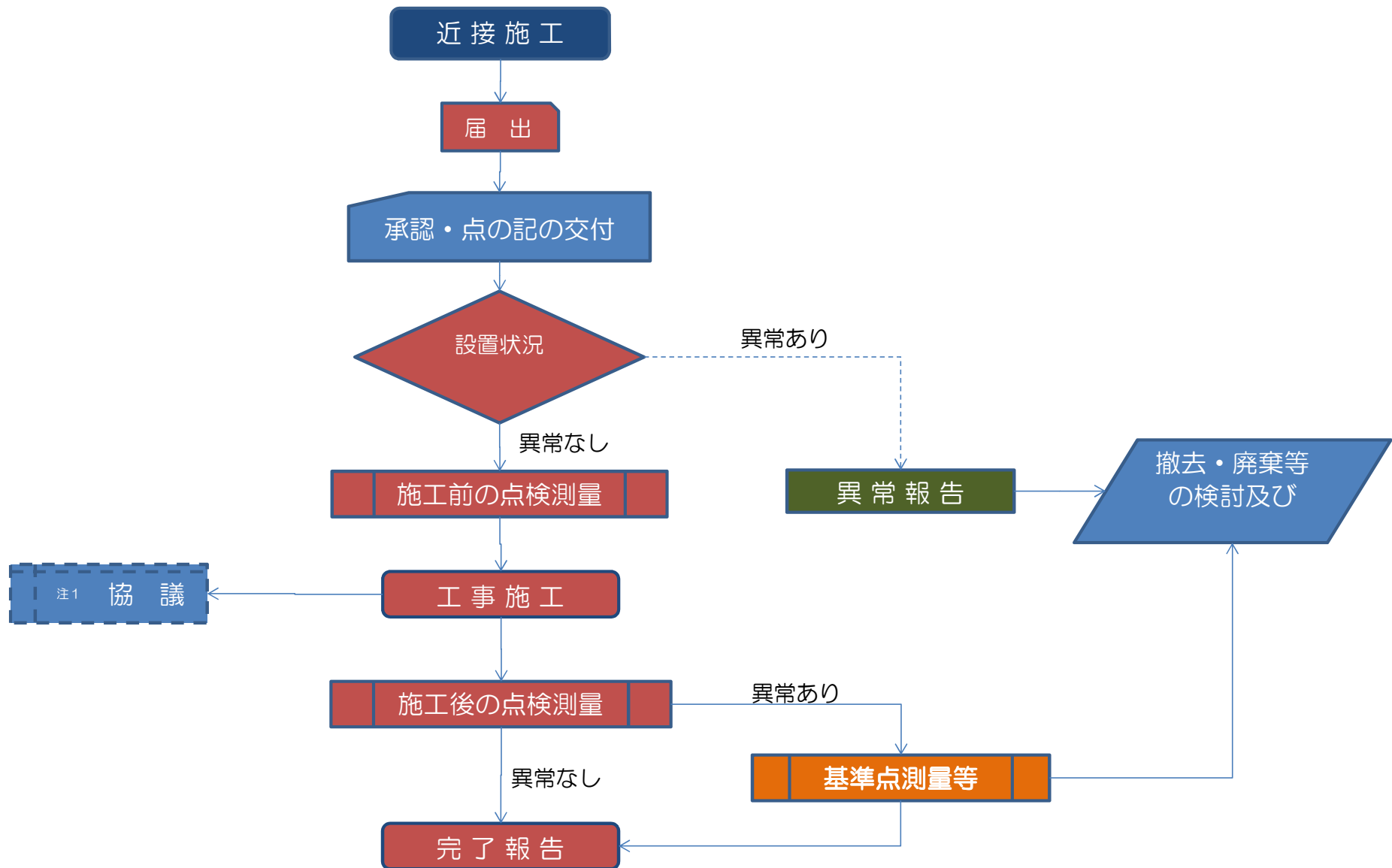
「効用に支障をきたす恐れがある行為（工事）」とは、次に該当する工事です。

- 1 床付面から 45° の線に基準点が入る掘削工事
- 2 杭打ち及び杭抜き工事等、その振動が基準点に影響を及ぼすと判断される工事
- 3 基準点から半径1m以内に入る舗装工事及び重建設機械による作業
- 4 その他、基準点の効用に支障をきたすと思われる工事（例：直下の推進工事）

- ・ 公共基準点等の測量標に近接して工事を施工する場合の手続きフロー（PDF形式）



公共基準点等の測量標に近接して工事を施工する場合の手続きフロー



注1：近接施工の申請をしていたが、施工中に一時撤去となることが判明した場合、速やかに一時撤去の協議を行う。